

文化芸術創造都市事業の推進について

1 文化芸術基本法

平成 29 年 6 月 23 日、文化芸術振興基本法（「以下、「旧基本法」という。」が改正され、名称が文化芸術基本法（以下、「基本法」という。）に改められるとともに、新たな規定が設けられました。

また、名称変更の理由は、旧基本法が文化芸術の振興を旨とするものであったのに対し、基本法では、振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等における施策が法律の範囲に取り込まれたことにあります。

【文化芸術基本法 第2条第 10 項（基本理念）】

- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術とは

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもので、さらに、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされています。

【「文化芸術基本法」前文】

3 文化芸術の意義

- (1) 文化芸術は、創造力と感性を育み、豊かな人間性のかん養に寄与し、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成する。
- (2) 子ども、若者、高齢者、障がいのある人など、それぞれの持つ力を最大限に引き出し、社会への参加機会を開く。
- (3) 文化芸術が観光や教育、スポーツなど他の分野と結び付くことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出す。
- (4) 文化芸術の推進を図ることは、豊かな心の人間性を育み、生活に潤いと安らぎを生み出すことで、生涯を通じた生きがいを推進するために重要。

4 文化芸術創造都市とは

- (1) 文化芸術の持つ創造的な考え方を都市の再生や地域振興などへ生かす考え方として欧米から広まったもの。
- (2) 行政や芸術家、文化団体、企業、住民などが共に連携しながら、文化芸術とまちづくりを結びつける取組として、世界の様々な地域で取り組まれている。
- (3) 日本では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む自治体を文化庁が文化芸術創造都市として平成 21 年から位置づけ、地域活性化へ向けた各種事業を行っている。
- (4) 平成 25 年には、事業に取り組む自治体の連携を図るため、文化庁の支援により「創造都市ネットワーク日本」が設立され、本市も平成 28 年度に加入している。

※加入団体数 163 団体 【令和 4 年 5 月 31 日現在】

5 本市のこれまでの取組等

(1) 主な文化芸術関連事業等

ア 喜多方発 21 世紀シアターや蔵のまちアートぶらり～
蔵や地域素材を生かした市民が主体となった取組。

イ 喜多方・夢・アートプロジェクト

大原美術館の協力による「セピロマの夢展」や芸術家が本市に滞在して市民と交流しながら創作活動を行う「喜多方アート暮らし」など、芸術家と市民との交流や本市の魅力的な素材を生かした芸術作品を制作。

ウ 蔵とアートを活用した地域の賑わい創出事業

作品の蔵座敷展示や、石蔵倉庫を活用した地元学生とのワークショップ。
竹細工などの伝統工芸体験。

エ 文化芸術によるまちづくり座談会

文化芸術の創造性と地域振興などを結びつけていく取組等のほか、文化芸術創造都市推進事業の方向性についての意見交換。

(2) 創造都市ネットワーク日本への加入

平成 29 年 3 月に「創造都市ネットワーク日本」に加入し、文化芸術創造都市推進事業を実施してきた。

(3) 文化芸術推進基本計画の策定作業

文化芸術創造都市として、目指すべき方向性や方針について、本市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画として、令和 2 年度より 3 か年で策定作業を行っている。

(4) 計画制定までの暫定的な方向性

ア 喜多方ならではの歴史的・文化的資源の活用

イ 喜多方の特色を生かした文化・芸術活動の推進

ウ 文化施設を中心とした文化芸術活動の推進

(5) 方向性に基づく主な取組

ア 「会津型」を活用した事業の展開。【きたかた「会津型」ミュージアム事業】

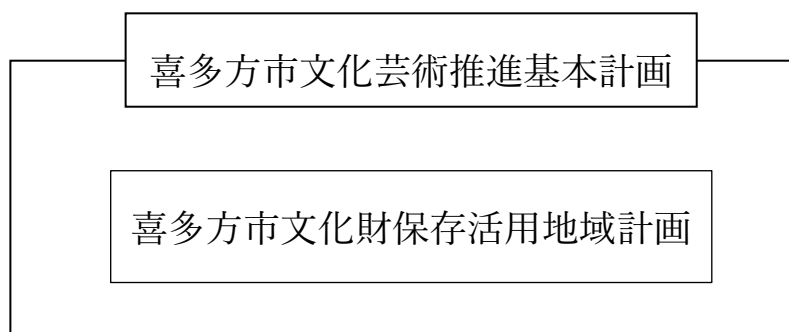
- ・会津型勉強会
- ・リーフレット作成 ほか

イ 将棋普及事業

- ・子ども将棋教室
- ・「将棋の日」の開催 ほか

6 本市が目指す文化芸術創造都市の姿

策定作業中の「文化芸術推進基本計画」では、文化芸術の範囲を芸術、生活文化、伝統芸能等のほか、地域の文化財等も含むのであり、特徴的な文化財や伝統文化、歴史的な建造物等の活用と関連づけた事業を展開していくことにより、本市の産業や観光の振興、まちづくりに繋げていく。



喜多方市文化芸術推進基本計画の基本理念

『文化芸術で出会い、育む 喜多方のひと・まち・みらい』

<イメージ>

